

**令和 7 年度大分県地球温暖化防止活動学生推進員伴走支援委託業務に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要項**

1 趣旨

本県では、地球温暖化対策の普及啓発活動に取り組む地球温暖化防止活動推進員の高齢化が進んでいるという課題に対応するため、令和 4 年度から「大分県地球温暖化防止活動学生推進員」制度を開始し、未来を担う県内大学生を含む若年層への普及・啓発を行っている。学生推進員の活動を支援する委託先の選定に関し、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- （1）委 託 名 令和 7 年度大分県地球温暖化防止活動学生推進員伴走支援委託業務
- （2）履行場所 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県生活環境部 環境政策課
- （3）履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- （4）業務概要 別紙仕様書のとおり
- （5）県予算額 委託額 5, 2 2 5 千円（消費税を含む。）
- （6）著作権等 仕様書による。

※成果物及び委託契約に基づく大分県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権
その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格等

（1）参加資格

企画提案競技へ参加可能な者は、次のア、イの要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。

イ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- （ア）事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
- （イ）県から要請があった場合に、2 日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
- （ウ）宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （エ）特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- （オ）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（２）参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式１）及び次の（ア）～（ウ）に定める資格審査書類令和 7 年 4 月 23 日（水）17 時までに下記 9 記載の提出先にメールで提出すること。送付後は、必ず電話にて当課宛に確認すること。

（ア）企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（様式 2）

（イ）会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

（ウ）過去の類似業務の実績を証する書類

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

（３）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

なお、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は「辞退届」（様式 3）を提出すること。

4 質問の受付及び回答

質問の受付は、全て「質問書」（様式 4）にて行う。質問がある場合は、令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時までに下記 9 記載の提出先にメールで提出すること。送付後は、必ず電話にて当課宛に確認すること。

なお、質問に対する回答は、質問者に対してはメールで回答し、ホームページにも掲載する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

5 企画提案書の提出等

（１）業務の目的等に留意のうえで、効果的な実施方法等を具体的に記載した企画提案書等を以下の

表のとおり作成し、令和7年5月9日（金）17時までに下記9記載の提出先にメールで提出すること。

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 企画提案書	仕様書に沿って、学生の活動に対する効果的な支援方法・内容を企画・提案をすること。	様式自由 (A4版)
③ 協力企業一覧表	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。	様式自由 (A4版)
④ 業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者 を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑤ 見積書	実施予定の取組ごと、項目ごとにその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)

(2) その他

ア 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

イ 企画提案書等の枚数は、30枚以内とすること。

ウ 学生の過去の活動実績については、以下 URL を参照すること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13090/gakuseisuishinin.html>

6 審査及び結果通知

(1) 審査の方法について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会で行い、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県環境政策課長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案競技参加者宛てにメールで通知する。

(2) 審査委員会について

①日時

令和7年5月12日（月）～5月23日（金）のうちの1日

※日時の詳細については、後日連絡する。

②方法

ZOOM のオンライン会議サービスを使用して実施する。大分県が主催者として開催するので、対

応可能な Web 環境を準備すること。

③時間配分

プレゼンテーション 15 分以内、委員からの質疑 15 分程度を予定。

(3) 審査結果について

審査結果は、令和 7 年 5 月 27 日（火）を目処に審査委員会に関係する全ての企画提案者に対してメールにより通知する。なお、審査の内容は公表しない。

(4) 委託候補者について

- ア 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。なお、合計得点が 5 割に達しない場合は委託候補者として選定しない。
- イ 委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

7 審査基準・採点基準

提案競技の評価項目・配点、評価基準を次のとおり定める。

評価項目	評 価 基 準	配分
企画の趣旨	委託事業の趣旨・目的に沿った企画提案になっているか。	20
総合企画力	仕様書 4（1）、（2）に関する提案内容が、具体的かつ効果的なものであるか。 仕様書 4（3）に関する提案内容が、具体的かつ効果的なものであるか。	60
組織経営力	経費の見積もり、スタッフ、人員・体制、スケジュール管理等が充実しているか、また受託するに信頼できる過去実績があるか。	20

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては本県と協議した上で決定すること。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 必要書類提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県生活環境部 環境政策課 脱炭素社会推進班

T E L 097-506-3033 e-mail a13090@pref.oita.lg.jp